

北本市

kitamoto city

職員の懲戒処分について

北本市では、地方公務員法の規定に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

1 概要

被処分者は、農業振興地域整備計画の変更手続きにおいて、必要な手続きが未了であることを認識しながら、農用地除外申出者に対し、当該計画が変更された旨の通知を発出した。また、当該通知を発出するに際して、決裁を受けることなく、決裁権者等の印を無断で使用し決裁文書を作成した。

また、この他にも、不適正な事務処理に当たる事案が4件、公文書の紛失が4件確認された。

2 所属名 市民経済部産業観光課

3 職名及び年齢 主査級職員（38歳）

4 処分年月日 令和5年3月31日

5 処分内容 停職3月

6 上司の処分

(1) 所属名 市民経済部産業観光課

(2) 職名及び年齢 主幹級職員（52歳）

(3) 処分年月日 令和5年3月31日

(4) 処分内容 戒告